

食安輸発0314第3号
平成25年3月14日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 O26)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成25年3月11日付け食安輸発0311第1号）にて通知したところです。

今般、ドイツにおいてフランス産山羊チーズから腸管出血性大腸菌 O26が検出され、当該製品が日本にも輸出されていたとの情報を入手したことから、同通知の別表1フランスの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。 (平成25年3月14日付け食安輸発0314第2号に示すものを除く。)	腸管出血性大腸菌 O26	別表2の4によること。	平成24年12月17日付け食安監発1217第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌 O26、O111及び O157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌 O26で汚染されているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。